

東北北海道整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成28年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選定 基準※注1	重点化 基準※注2	B/C※注3	備考(重点化基準の具体的内容)
1	北海道日高郡新ひだか町	12	イ	②	2.49	(農業用水施設)
2	北海道足寄郡足寄町	14	イ	①	2.47	(十勝川)
3	北海道積丹郡積丹町	10	ウ	②	2.63	(農業用水施設)
4	北海道枝幸郡浜頓別町	54	イ	②	1.93	(農業用水施設、湯水被害)
5	青森県十和田市	9	ア	①	1.60	(奥入瀬川～五戸川)
6	青森県十和田市	8	ア	①	1.60	(奥入瀬川～五戸川)
7	青森県上北郡六ヶ所村	6	ア	①	1.63	(駒込川～奥入瀬川)
8	青森県平川市	3	ア	①	1.40	(岩木川)
9	青森県三戸郡階上町	10	ア	①	1.51	(奥入瀬川～五戸川)
10	青森県三戸郡新郷村	11	イ	①	1.63	(馬淵川)
11	青森県東津軽郡今別町	24	ア	②	1.89	(農業用水施設)
12	岩手県盛岡市	14	イ	①	1.38	(北上川)
13	岩手県花巻市	5	ア	①	1.68	(北上川)
14	岩手県西磐井郡平泉町	11	ア	①	1.37	(北上川)
15	岩手県遠野市	8	イ	①	1.44	(北上川)
16	宮城県登米市	8	ア	①	1.54	(北上川)
17	宮城県栗原市	36	イ	①	1.51	(北上川)
18	宮城県栗原市	7	ウ	①②	1.50	(①北上川 ②花山ダム)
19	宮城県栗原市	3	ア	①②	1.50	(①北上川 ②花山ダム)
20	宮城県栗原市	5	ア	①②	1.51	(①北上川 ②花山ダム)
21	秋田県秋田市	22	ア	①	1.70	(雄物川)
22	秋田県雄勝郡羽後町	14	イ	①	1.60	(雄物川)
23	秋田県南秋田郡五城目町	14	ウ	②	1.89	(八郎潟町浄水場)
24	山形県新庄市	12	イ	①②	1.89	(①最上川 ②萩野浄水場)
25	山形県尾花沢市	37	ウ	①	1.69	(最上川)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。